

目次

日本中央競馬会法

は、前条第一項の規定にかかわらず、特別振興資金に充てるものとする。

5 特別振興資金は、第二十五条の規定により運用する場合のほか、政令で定めるところにより、第十九条第二項及び第四項に規定する業務に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

(財務諸表等)

第三十条 競馬会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 競馬会は、前項の規定により財務諸表を農林水産大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならぬ。

3 競馬会は、第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、農林水産省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 第二項に規定する事業報告書及び前項に規定する附属明細書に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

第五章 監督

第三十一条 競馬会は、農林水産大臣が監督する。

（監督）

2 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、競馬会に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(経営委員会の委員及び役員等の解任)

第三十二条 競馬会の監督に関する事務をつかさどる農林水産省の職員であつて農林水産大臣の指定したものは、競馬会の経営委員会その他の会議に出席して意見を述べることができる。

(経営委員会の委員及び役員等の解任)

第三十三条 農林水産大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る経営委員会の委員又は役員が第八条の七各号（第十三条において第八条の七第五号を除く。）の規定を準用する場合を含む。のいずれかに該当するに至つたときは、その委員又は役員を解任しなければならない。

(経営委員会の委員及び役員等の解任)

第三十四条 競馬会の解散については、別に法律で定める。

(解散)

第三十五条 競馬会の解散については、別に法律で定める。

(解散)

第三十六条 政府は、第二十七条の規定による国庫納付金の額に相当する金額を、畜産振興事業において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第三十七条 前項の規定による国庫納付金の額に相当する金額を、畜産振興事業等に必要な経費等

(施行期日)

第三十八条 前項の規定による国庫納付金の額に相当する金額を、畜産振興事業等に必要な経費等

(施行期日)

第三十九条 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その行為をした競馬会の役員又は職員を三十万円以下の罰金に処する。

(施行期日)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合に、その違反行為をした競馬会の役員又は職員を二十万円以下の過料に処する。

(施行期日)

第四十一条 第五条第一項の規定に違反して登記することを怠り、又は不実の登記をしたとき。

(施行期日)

第四十二条 第六条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第四十三条 第六条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第四十四条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第四十五条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第四十六条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第四十七条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第四十八条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第四十九条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第五十条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第五十一条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第五十二条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第五十三条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第五十四条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第五十五条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第五十六条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第五十七条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第五十八条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第五十九条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第六十条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第六十一条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第六十二条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第六十三条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第六十四条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第六十五条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第六十六条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第六十七条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第六十八条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第六十九条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第七十条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第七十一条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第七十二条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第七十三条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第七十四条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第七十五条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第七十六条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第七十七条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第七十八条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第七十九条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第八十条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第八十一条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第八十二条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第八十三条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第八十四条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第八十五条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第八十六条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第八十七条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第八十八条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第八十九条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第九十条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第九十一条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第九十二条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第九十三条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第九十四条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第九十五条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第九十六条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第九十七条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第九十八条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第九十九条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百零一条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百零二条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百零三条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百零四条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百零五条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百零六条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百零七条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百零八条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百零九条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百一十条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百一十一条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百一十二条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百一十三条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百一十四条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百一十五条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百一十六条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百一十七条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百一十八条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百一十九条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百二十条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百二十二条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百二十三条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百二十四条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百二十五条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百二十六条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百二十七条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百二十八条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百二十九条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百三十条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百三十二条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百三十三条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百三十四条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百三十五条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百三十六条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百三十七条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百三十八条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百三十九条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百四十条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百四十一条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百四十二条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百四十三条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百四十四条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百四十五条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百四十六条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百四十七条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百四十八条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百四十九条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第一百五十条 第八条の規定による業務を行つたとき。

(施行期日)

第五条 (経過措置の原則)

行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴え提起については、なお従前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年五月七日法律第一八号) 抄

号	附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
1	(施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一	第五百九条の規定 公布の日